

生駒市条例第 26 号

生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 9 月 19 日

生駒市長 山下 真

生駒市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

生駒市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年 4 月生駒市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 19 条第 1 項第 1 号へに規定する職務代行者
- (2) 法第 260 条の 9 の仮代表者
- (3) 法第 260 条の 10 の特別代理人
- (4) 法第 260 条の 24 又は第 260 条の 25 の清算人

第 5 条第 5 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第 8 条第 1 項第 2 号中「第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条（同条第 1 項第 2 号を除く。）」を「第 260 条の 20」に改める。

第 10 条第 2 号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第 11 条第 1 項中「（昭和 22 年内務省令第 29 号）」を削る。

附 則

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。